

2010年4月9日

内閣官房IT担当室 御中

新たな情報通信技術戦略の策定に関する意見

本年3月29日付で公表されました標記パブリックコメント募集につきまして、別添のとおり、意見を提出いたしますので、よろしくお取り計らいください。

記

1. 個人／団体の別
団体
2. 氏名／団体名
一般社団法人eビジネス推進連合会
3. 連絡先（住所、電話番号、メールアドレス等）
 - ①住所 [REDACTED]
 - ②電話番号 [REDACTED]
 - ③メールアドレス [REDACTED]
 - ④担当者 [REDACTED]

4. 意見

別添のとおりです。

【総論】

1. 目標設定について

(意見)

「各分野における情報通信技術の利活用の明確な目標」として、小売業・サービス業におけるEC化率、また同業の中小企業によるBtoC・EC実施率等についての将来目標を設けるべきと考えます。

【参考】

- ・小売のEC化率（2007年）（経産省「電子商取引に関する市場調査」より）
日本：1.45%、米国：3.64%、英国：13.5%、ドイツ：11.5%、フランス：8.2%
- ・企業のBtoC・EC実施率 全業種平均で24.5%（経済産業「平成19年度企業活動基本調査」より）
- ・BtoC・ECを導入している中小企業の比率 小売業：7.1%、飲食店・宿泊業：5.7%（中小企業庁「平成20年中小企業実態基本調査」に基づき算出）

(理由)

- ・小売・サービス業の生産性が低いことが日本低迷の原因と指摘されることが多く、IT導入比率も製造業に比べると圧倒的に低くなっています。小売業・サービス業におけるインターネットの活用は、ネット活用企業のみが可能なサービス（パーソナライズサービス、ソーシャルメディアマーケティング、クラウド活用等）により消費市場を活性化するものであり、また、中小企業や地域の活性化にも役立つものであり、内需の下支えと「深耕」にもつながるものであります。また、クロスボーダー取引等を通じて外需の取り込みも行うことができます。したがって、「需要創出」に非常に寄与するものであるため、目標（KPI）を定め総合的な施策の実施が必要不可欠と考えます。

2. 情報通信技術の利活用を阻む既存の制度等の徹底的な見直し

(意見)

戦略の骨子の最後に、「情報通信技術の利活用を阻む既存の制度等の徹底的な洗い出しを行い、それらの抜本的な見直しを図る」があるますが、これについても、「重点施策」と位置づけるべきと考えます。

(理由)

14の重点施策を推進するためには、規制改革が必要不可欠であり、一体となって進めなければ14の重点施策自体も推進することが非常に困難になるため。

【各論】

3. 3つの柱のうちの「国民本位の電子行政の実現」について

(意見)

インターネットを利用した選挙活動の実現は、今度の参議院選挙に間に合うように、実施することを強く要望します。

4. 重点施策③について

(意見)

国民ID制度の整備は電子行政の共通基盤として重要であるだけでなく、広くインターネットを利用したサービスを安心して国民に使ってもらうための基盤としても重要であると考えております。その観点からは、民間サービスにも汎用可能なものであることが不可欠だと思います。また、民間が求める公的な認証については、例えば、実在確認や特定の年齢に達しているか否かなどの認証結果が適切に得られれば充分ですので登録されている個人情報の提供を必ずしも求めるものでもありません。具体的な制度設計については、利用する可能性がある民間の意見もよく聴取していただき、実務実態を踏まえたうえで「民間サービスにも汎用可能である」ことが担保されるように要望します。

5. 重点施策⑧について

(意見)

21世紀にふさわしい学校教育を実現できる環境として、保護者や地域社会等が学校の教育実施状況を情報通信技術を活用して確認できる仕組み（学校情報の公開）の構築を追加してもらいたいと考えます。

(理由)

学校教育をめぐる問題のひとつとして、学校の状況が保護者や地域社会が適時適切に把握できないことがあげられており、情報通信技術の活用によりその課題に解決できる可能性が高いため。

6. 重点施策⑫について

(意見) ベンチャー育成のためには、下記の点に留意することが重要と考えます。

- ①年間起業数、開業率等の目標をKPIとして設定する。
- ②起業時の融資に起業家個人の保証が必要となる環境を改善するなどリスクマネー供給環境を改善する。
- ③イノベーションを起こした人を高く評価する環境を整備する（革新的なネットビジネスを起業した経営者を表彰する等）。

(理由) 政策評価のためには、KPIを設定してモニタリングすることが必要不可欠です。起業する際の環境としては、日本では、リスクマネー供給面のバックアップが充実していないほか、社会から必ずしも正しく評価されない点が多いのでその点の改善が必要です。

7. 重点施策⑬について

(意見) 過度な標準化等は、かえって適正なサービス競争を阻害するので、必要最小限にするように留意が必要であります。

(理由) 本来、サービス技術等は、利用者の要望に基づき自由競争に基づいてより良いものが提供されていくものであるため。

8. 重点施策⑭について

(意見) 重点施策⑭の具体的な取組事項として、以下の内容を追加してもらいたいと考えます。

- ・アジア太平洋域内の電子商取引促進のために、F T A交渉を促進し、阻害要因となる関税や輸出入品規制等を見直す。
- ・アジア太平洋域内の電子商取引促進のために、民間に対して海外の各種情報の提供を行うとともに、ジャパンプランド輸出を振興するためのセミナー・商談会・官民サミット等の開催を行う。

(理由) アジアの富裕層や中間層は、日本の物産・サービスに非常に関心があり、越境電子商取引の促進は、外需の取込みとして重要不可欠であります。この分野では民だけではコントロールできなかつたりリスクが予想しきれないところもあり、官の協力がいる分野であります。

9. 追加すべき重点施策について

(意見) 中小企業の I T化の進展という項目を施策として追加すべきと考えます。

(理由) 日本の約 9 割は中小企業であり、中小企業での I T化が進まないと日本全体の I T化の底上げが進みません。施策内容としては、各省庁がばらばらに行っている中小企業のための人材支援、ノウハウ提供、税制・財政支援措置等を総合的・集中的に行っていくことが必要と考えます。我々 e ビジネス推進協議会は、インターネットの活用等を通じた日本の競争力の向上を目標に掲げており、中小企業の活性化のためにも、会員間でのノウハウ共有等を通じて協力していきたいと考えます。

以 上